

運用開始に向けた課題等について

一括伝送データの送信期限等(考え方)①

※第2回資料から赤字のとおり修正

<現行地方税共通納税システムにおける納付情報の連携>

- 現行の地方税共通納税システム(MPNの情報リンク方式、ダイレクト方式及びオンライン方式を活用)においては、納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され、その翌営業日に地方団体に連携されている。上記方式については、一括伝送方式導入後も、引き続き現行の取扱いを継続する。

<地方税統一QRコード活用(MPNの一括伝送方式を活用)時の納付情報の連携>

- MPNの仕様書において、一括伝送データの送信期限については、次のとおり規定されている。

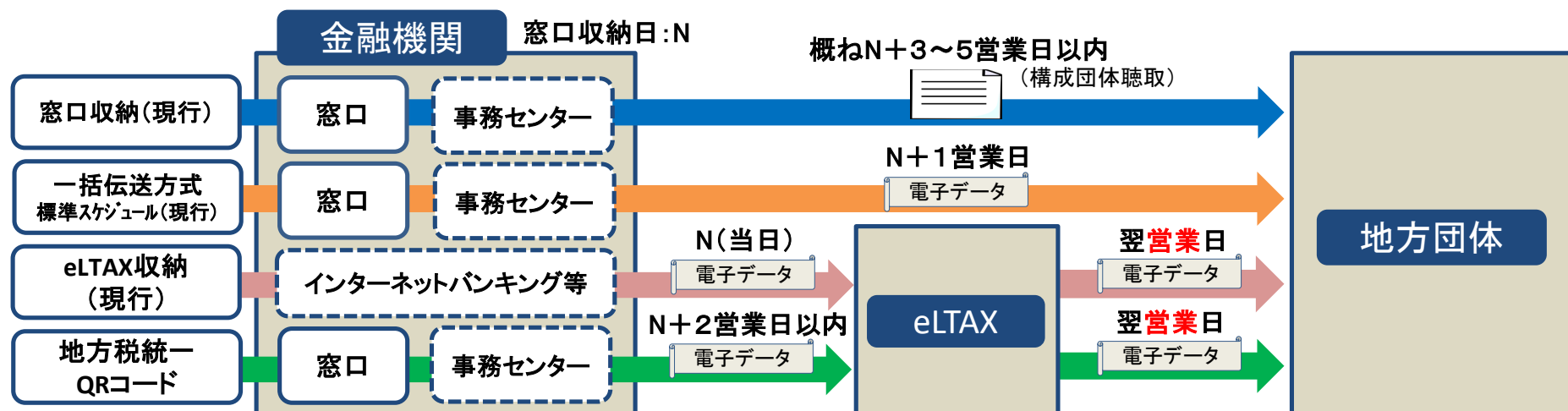
- ・ 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データは、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごとに送信することを標準スケジュールとする。
- ・ ただし、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日についてあらかじめ収納機関と取り決める。

- 地方団体においては、納付が確認された案件について、督促状の発行停止、納税証明書の発行等を行っており、納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。
- 一方、金融機関においては、事務センター等でQRコードの読取りを行う場合、納付書を事務センター等へ郵送することから、納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。
- 上記を踏まえ、地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限については、次ページのとおりとする。

一括伝送データの送信期限等(考え方)②

- 金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとする。ただし、金融機関におかれては、納税者の利便性向上の観点から、現行のMPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努めていただきたい。
- 営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、**限り、納税者が支払いを行った日の5営業日後までに送信することとする。やむを得ず5営業日を超過する事情が発生した場合には、可能な限り速やかに送信する(地方団体への連絡は原則不要)金融機関は該当地方団体に対し、その旨を連絡する(連絡方法等は要検討)。**
 - ※ 上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではない。地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、金融機関は、極力速やかに一括伝送データの送信を行うこと。
 - ※ 大規模災害発生時など、大量かつ大幅な遅延が発生する場合には、地方税共同機構から地方団体に連絡することとする(災害の態様に応じ、「●●地方における収納分/●●銀行の収納分に遅延が発生しています」等)。
 - ※ 全国に多数の店舗を有しているゆうちょ銀行については、例外的な取扱いを検討予定。
- なお、地方団体に対しては、従前の取扱いと同様、金融機関が一括伝送データをeLTAXに送信した日の翌営業日に納付情報ファイルにて納付情報が連携される。

<金融機関収納情報の到達期日>



金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト(考え方)

※第2回資料から赤字のとおり修正

- 地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において、指定金融機関先、収納代理金融機関先等の地方団体の納付書のみならず、全地方団体の納付書を受け付ける。
- この場合、金融機関における読取りの確実性の観点からは、全金融機関が、全地方団体が発行するQRコード付き納付書について読取りテストを行うことが望ましいとも考えられるが、物理的・時間的な制約等から現実的ではない。
- このため、各地方団体が規格検討会で定めた条件を満たすQRコードを生成していることを前提に、地方税統一QRコードの読取りテストについては、次のとおりとする。
 - ・ 各地方団体は、原則指定金融機関(少なくとも1金融機関)、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に指定している全金融機関に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
 - ・ いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
 - ・ 上記指定金融機関等において読取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読取り可能とみなし、その他の金融機関における読取りテストは不要とする。
 - ・ ただし、地方団体・金融機関の双方が合意する場合において、一部の読取りテストを省略すること(※)及び追加的な読取りテストを行うことを妨げるものではない。
※例えば次のような場合が考えられる
 - ・ 収納代理金融機関等の契約を締結しているものの、当該地方団体分の納付書の取扱件数が少ない場合。

※第2回資料から全面的に修正

- 収納受付金融機関において、QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合には、次のとおり取り扱う。

＜当該金融機関が、当該地方税に係る地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関である場合＞

- ・ 地方税共同機構から収納事務の一部を受託している金融機関としてではなく、当該地方団体の指定金融機関等として受け付けたものとして、従来の方法及びルートにより、納付情報の伝達及び収納金の入金を行う。

※指定金融機関等であっても、下記取扱いとすることを妨げるものではない。

＜上記以外の場合＞

- ・ 次のいずれかにより対応する。
 - ① 収納受付金融機関において、納付書の券面情報(団体番号(地方公共団体コード)、税目・料金(納付区分)、案件特定キー、確認番号、払込金額)に基づき一括伝送データを作成・送信する。
 - ② ①により難しい場合は、事案が生じた際に都度、収納受付金融機関と地方団体との協議により対応方法を決定する。

(対応例) 収納受付金融機関から地方団体に連絡の上、地方団体から当該金融機関に対し、次のいずれかを行う。

- ・ 83桁情報を電子メールにて送信
- ・ 地方税統一QRコードの画像データを電子メールにて送信

※ 指定金融機関、収納代理金融機関等以外の金融機関における収納であることから、地方税共同機構を経由して徴収金及び納付情報を地方団体へ伝送することが必要。